（道路法施行規則の一部改正）

第二条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（道路の区域の決定等の公示） **第二条**　法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。 一・二　（略） 三　次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項 イ　（略） ロ　法第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合　イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長 ハ　（略） 四　（略） （道路台帳） **第四条の二**　（略） 2・3　（略） 4　図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の十七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。 一～十七　（略） 5・6　（略） （歩行安全改築の要請に係る様式） **第四条の十の二**　法第四十七条の十六第一項の規定による要請をしようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路管理者に提出しなければならない。 一～三　（略） （交通確保施設） **第四条の十の三**　法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める要件） **第四条の十の四**　法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める要件は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとする。 （道路一体建物に関する協定の公示） **第四条の十一**　法第四十七条の十八第二項の規定による同条第一項の協定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～三　（略） （道路保全立体区域の指定等の公示） **第四条の十二**　法第四十七条の二十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を縮尺千分の一以上の平面図、縦断図及び横断定規図に明示して行うものとする。 一・二　（略）	（道路の区域の決定等の公示） **第二条**　法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。 一・二　（略） 三　次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項 イ　（略） ロ　法第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合　イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長 ハ　（略） 四　（略） （道路台帳） **第四条の二**　（略） 2・3　（略） 4　図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。 一～十七　（略） 5・6　（略） （歩行安全改築の要請に係る様式） **第四条の十の二**　法第四十七条の六第一項の規定による要請をしようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路管理者に提出しなければならない。 一～三　（略） （交通確保施設） **第四条の十の三**　法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件） **第四条の十の四**　法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとする。 （道路一体建物に関する協定の公示） **第四条の十一**　法第四十七条の八第二項の規定による同条第一項の協定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～三　（略） （道路保全立体区域の指定等の公示） **第四条の十二**　法第四十七条の十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を縮尺千分の一以上の平面図、縦断図及び横断定規図に明示して行うものとする。 一・二　（略）